

.....  
L O T A S   c a r d 特約  
.....

第1条 (名称)

L O T A S   c a r d (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社ロータス及び全日本ロータス同友会加盟の販売店(以下総称して「ロータス店」といいます。)と、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、V i s aカード、M a s t e r c a r dまたはJ C Bカード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ロータス店を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員(以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

1. 本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が10万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。(なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。)
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条 (ロータス店でのカードショッピングの支払金の支払方法)

1. 会員が本カードをロータス店で翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。
2. スキップ1回払を指定した場合、支払を通常の支払開始月の翌月から最大3ヶ月間据え置きして開始することができます。据置月数、支払期間、スキップ1回払手数料の利率等は別表2のとおりとなります。なお、取扱期間は通年とします。

【別表1】

(a) 支払回数	1回	2回	3回	6回	10回	12回	15回
(b) 支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	12	15
(c) 実質年率(%)	0.00	0.00	11.00	12.25	13.00	13.25	13.25
(d) 利用代金100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00

(a) 支払回数	20回	24回	30回	36回
(b) 支払期間(ヶ月)	20	24	30	36
(c) 実質年率(%)	13.25	13.50	13.25	13.25
(d) 利用代金1000円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	12.00	14.40	18.00	21.60

【別表2】

(a) 据置月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
(b) 支払期間(ヶ月)	2	3	4
(c) 実質年率(%)	5.25	7.75	9.25
(d) 利用代金1000円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0.63	1.26	1.89

3. お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表1又は別表2の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(別表1の例) 現金価格50,000円10回払の場合

●支払総額

$$50,000円 + 50,000円 \times (6.0円 / 100円) = 53,000円$$

●月々の分割支払金

$$53,000円 \div 10回 = 5,300円$$

第5条(適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。